

2016年 輸入統計品目表新旧対照表

新(2016年)				旧(2015年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
02.10		肉及び食用のくず肉(塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。)並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール			02.10		肉及び食用のくず肉(塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。)並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール		
0210.11 ? 0210.20		(省 略)			0210.11 ? 0210.20		(同 左)		
0210.91 0210.92	000 †	—その他のもの(肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。) (省 略) —くじら目のもの、海牛目のもの及び鱈脚目目のもの (削 除)		KG	0210.91 0210.92		—その他のもの(肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。) (同 左) —くじら目のもの、海牛目のもの及び鱈脚目目のもの		KG
		(削 除)				010 2	—くじら目のもの及び海牛目のもの		KG
0210.93 0210.99		(省 略) (省 略)			0210.93 0210.99		—その他のもの (同 左) (同 左)		KG
		(省 略)				090 5	—その他のもの (同 左)		KG
03.08		水棲無脊椎動物(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。)、くん製した水棲無脊椎動物(甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)並びに水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット(甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。)			03.08		水棲無脊椎動物(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。)、くん製した水棲無脊椎動物(甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)並びに水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット(甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。)		
0308.11 ? 0308.30 0308.90		(省 略)			0308.11 ? 0308.30 0308.90		(同 左)		
	100 3	—その他のもの —生きているもの (削 除) (削 除) —生鮮のもの、冷蔵したもの及び冷凍したもの —生鮮のもの及び冷蔵したもの		KG		110 6 190 2	—その他のもの —生きているもの —うに —その他のもの		KG KG
	211 2	—うに		KG	211 2	—うに			KG
	219 †	—その他のもの —冷凍したもの		KG	219 †	—その他のもの —冷凍したもの			KG
	291 5	—うに		KG	291 5	—うに			KG
	299 †	—その他のもの		KG	299 †	—その他のもの			KG
	300 0	—くん製したもの —その他のもの —うに及びくらげ		KG	300 0	—くん製したもの —その他のもの —うに及びくらげ			KG
	411 6	—うに		KG	411 6	—うに			KG
	412 0	—くらげ		KG	412 0	—くらげ			KG
	420 1	—その他のもの		KG	420 1	—その他のもの			KG
12.01		大豆(割つてあるかないかを問わない。)			12.01		大豆(割つてあるかないかを問わない。)		
1201.10	000 3	—播種用のもの (削 除) (削 除)		MT	1201.10		—播種用のもの —黄白色系のもの		MT
1201.90		(省 略)			1201.90		—その他のもの (同 左)		MT

新(2016年)					旧(2015年)				
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
23.01		肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット(食用に適しないものに限る。)並びに獣脂かす			23.01		肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット(食用に適しないものに限る。)並びに獣脂かす		
2301.10	000	1 肉又はくず肉の粉、ミール及びペレット並びに獣脂かす (削除)		MT	2301.10		1 肉又はくず肉の粉、ミール及びペレット並びに獣脂かす		
		(削除)			010	4	1 鯨の肉又はくず肉の粉、ミール及びペレット		MT
2301.20		(省略)			090	0	1 その他のもの		MT
		(省略)					(同左)		
25.06		石英(天然の砂を除く。)及びけい岩(粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形(正方形を含む。)の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。)			25.06		石英(天然の砂を除く。)及びけい岩(粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形(正方形を含む。)の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。)		
2506.10		(省略)			2506.10		(同左)		
2506.20	000	1 けい岩 (削除) (削除)		MT	2506.20		1 けい岩		
		(削除)			010	4	1 粗のもの及び粗削りしたもの		MT
		(削除)			090	0	1 その他のもの		MT
25.28					25.28				
2528.00	000	5 天然ほう酸塩及びその精鉱(焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。)並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の85%以下のもの (削除)		MT	2528.00		天然ほう酸塩及びその精鉱(焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。)並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の85%以下のもの		
		(削除)			010	1	1 天然のほう酸ナトリウム及びその精鉱(焼いてあるかないかを問わない。)		MT
		(削除)			090	4	1 その他のもの		MT
26.02					26.02				
2602.00		マンガン鉱(精鉱を含む。)及び含鉄マンガン鉱(精鉱を含むものとし、マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の20%以上のものに限る。)			2602.00		マンガン鉱(精鉱を含む。)及び含鉄マンガン鉱(精鉱を含むものとし、マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の20%以上のものに限る。)		
	010	0 1 マンガン鉱(精鉱を含む。)		MT			1 マンガン鉱(精鉱を含む。)		
		1 マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の39%を超えるもの (削除) (削除)			011	1	1 二酸化マンガン鉱		MT
		(削除)			012	2	1 その他のもの		MT
	019	2 1 その他のもの		MT	019	2	1 その他のもの		MT
	090	3 1 含鉄マンガン鉱(精鉱を含む。)		MT	090	3	1 含鉄マンガン鉱(精鉱を含む。)		MT
27.11		石油ガスその他のガス状炭化水素			27.11		石油ガスその他のガス状炭化水素		
2711.11		1 液化したもの (省略)			2711.11		1 液化したもの (同左)		
2711.12	000	5 1 プロパン (削除)		MT	2711.12		1 プロパン		
		(削除)			010	1	1 アンモニア、2-エチルヘキシルアルコール、オレフィン系炭化水素又は無水マレイン酸の製造に使用するもの		MT
		(削除)			020	4	1 その他のもの		MT
2711.13		(省略)			2711.13		(同左)		
2711.29					2711.29				

新(2016年)				旧(2015年)					
統計品目番号	NA CCS 用	品名	単位		統計品目番号	NA CCS 用	品名	単位	
			I	II				I	II
28.30		硫化物及び多硫化物(多硫化物については、化学的に単一であるかないかを問わない。)			28.30		硫化物及び多硫化物(多硫化物については、化学的に単一であるかないかを問わない。)		
2830.10		(省略)			2830.10		(同左)		
2830.90	000	4 ーその他のもの		KG	2830.90		ーその他のもの		
		(削除)			010	0	ー硫化亜鉛		KG
		(削除)			020	3	ー三硫化アンチモン		KG
		(削除)			090	3	ーその他のもの		KG
28.33		硫酸塩、みょうばん及びペルオキシ硫酸塩(過硫酸塩)			28.33		硫酸塩、みょうばん及びペルオキシ硫酸塩(過硫酸塩)		
2833.11		(省略)			2833.11		(同左)		
2833.19		(省略)			2833.19		(同左)		
		ーその他の硫酸塩					ーその他の硫酸塩		
2833.21		(省略)			2833.21		(同左)		
2833.27		ーその他のもの			2833.27		ーその他のもの		
2833.29	100	5 ーーー亜鉛のもの		KG	2833.29	100	5 ーーー亜鉛のもの		KG
	900	0 ーーーその他のもの		KG			ーーーその他のもの		
		(削除)			910	3	ーーークロムのもの		KG
		(削除)			990	6	ーーーその他のもの		KG
2833.30		(省略)			2833.30		(同左)		
2833.40		(省略)			2833.40		(同左)		
28.44		放射性の元素及び同位元素(核分裂性を有する又は核分裂性物質への転換可能な元素及び同位元素を含む。)並びにこれらの化合物並びにこれらの物品を含有する混合物及び残留物			28.44		放射性の元素及び同位元素(核分裂性を有する又は核分裂性物質への転換可能な元素及び同位元素を含む。)並びにこれらの化合物並びにこれらの物品を含有する混合物及び残留物		
2844.10		(省略)			2844.10		(同左)		
2844.20	000	4 ーウラン235を濃縮したウラン及びプルトニウム並びにこれらの化合物並びにウラン235を濃縮したウラン、プルトニウム又はこれらの化合物を含有する合金、ディスパージョン(サーメットを含む。)、陶磁製品及び混合物		KG	2844.20		ーウラン235を濃縮したウラン及びプルトニウム並びにこれらの化合物並びにウラン235を濃縮したウラン、プルトニウム又はこれらの化合物を含有する合金、ディスパージョン(サーメットを含む。)、陶磁製品及び混合物		
		(削除)			010	0	ー核分裂性同位元素		KG
		(削除)			090	3	ーその他のもの		KG
2844.30		(省略)			2844.30		(同左)		
2844.40		(省略)			2844.40		(同左)		
2844.50	000	2 ー使用済みの原子炉用核燃料要素(カートリッジ)		KG	2844.50		ー使用済みの原子炉用核燃料要素(カートリッジ)		
		(削除)			010	5	ー核分裂性同位元素のもの		GR
		(削除)			090	1	ーその他のもの		KG
29.02		環式炭化水素			29.02		環式炭化水素		
2902.11		(省略)			2902.11		(同左)		
2902.70		ーその他のもの			2902.70		ーその他のもの		
2902.90	000	0 (削除)		KG	2902.90	100	2 ーナフタレン、メチルナフタレン及びアントラセン		KG
		(削除)				200	4 ーその他のもの		KG
29.22		酸素官能のアミノ化合物			29.22		酸素官能のアミノ化合物		
2922.11		(省略)			2922.11		(同左)		
2922.39		ーアミノ酸(二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。)及びそのエステル並びにこれらの塩			2922.39		ーアミノ酸(二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。)及びそのエステル並びにこれらの塩		

新(2016年)					旧(2015年)				
統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
2922.41)		(省 略)			2922.41)		(同 左)		
2922.44					2922.44				
2922.49	000	† ---その他のもの (削 除)		KG	2922.49	010	† ---その他のもの ---アミノ酸		KG
		(削 除)				090	† ---その他のもの		KG
2922.50		(省 略)			2922.50		(同 左)		
29.33		複素環式化合物(ヘテロ原子として 窒素のみを有するものに限る。)			29.33		複素環式化合物(ヘテロ原子として 窒素のみを有するものに限る。)		
2933.11)		(省 略)			2933.11)		(同 左)		
2933.29		---非縮合ピリジン環(水素添加して あるかないかを問わない。)を有す る化合物			2933.29		---非縮合ピリジン環(水素添加して あるかないかを問わない。)を有す る化合物		
2933.31)		(省 略)			2933.31)		(同 左)		
2933.33					2933.33				
2933.39	110	1 ---その他のもの ---ピコリン及びO,O-ジエチル -O-(3,5,6-トリクロロ 2-ピリジル)ホスホロチオエ ート(クロルピリホス) (削 除)		KG	2933.39	100	5 ---ピコリン		KG
		(削 除)				210	3 ---O,O-ジエチル-O-(3, 5,6-トリクロロ-2-ピ リジル)ホスホロチオエ ート(クロルピリホス)		KG
	220	† ---その他のもの		KG	220	† ---その他のもの			KG
2933.41)		(省 略)			2933.41)		(同 左)		
2933.99					2933.99				
29.37		ホルモン、プロスタグランジン、ト ロンボキサン及びロイコトリエン(天 然のもの及びこれと同一の構造を有 する合成のものに限る。)並びにこれ らの誘導体及び構造類似物(主とし てホルモンとして使用するもので、 変性ポリペプチドを含む。)			29.37		ホルモン、プロスタグランジン、ト ロンボキサン及びロイコトリエン(天 然のもの及びこれと同一の構造を有 する合成のものに限る。)並びにこれ らの誘導体及び構造類似物(主とし てホルモンとして使用するもので、 変性ポリペプチドを含む。)		
2937.11)		(省 略)			2937.11)		(同 左)		
2937.50					2937.50				
2937.90	000	0 ---その他のもの (削 除)		GR	2937.90	011	4 ---エビネフリン		GR
		(削 除)				019	5 ---その他のもの		GR
		(削 除)				020	6 ---アミノ酸誘導体		GR
		(削 除)				090	6 ---その他のもの		GR
30.01		臓器療法用の腺その他の器官(乾燥 したものに限るものとし、粉状にし てあるかないかを問わない。)及び腺 その他の器官又はその分泌物の抽出 物で臓器療法用のもの並びにへパ リン及びその塩並びに治療用又は予防 用に調製したその他の人又は動物の 物質(他の項に該当するものを除 く。)			30.01		臓器療法用の腺その他の器官(乾燥 したものに限るものとし、粉状にし てあるかないかを問わない。)及び腺 その他の器官又はその分泌物の抽出 物で臓器療法用のもの並びにへパ リン及びその塩並びに治療用又は予防 用に調製したその他の人又は動物の 物質(他の項に該当するものを除 く。)		
3001.20		(省 略)			3001.20		(同 左)		
3001.90	010	1 ---せんそ及び移植用の骨、器官そ の他の人体組織		KG	3001.90	010	1 ---せんそ及び移植用の骨、器官そ の他の人体組織		KG

新(2016年)					旧(2015年)									
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位						
			I	II				I	II					
30.03	020	4	---	ヘパリン及びその塩 (削 除)		KG	020	4	---	ヘパリン及びその塩		KG		
	090	4	---	その他のもの		KG	030	0	---	熊胆		KG		
		4	---	その他のもの		KG	090	4	---	その他のもの		KG		
	3003.10			医薬品(治療用又は予防用に混合した二以上の成分から成るもので、投与量にしていないもの及び小売用の形状又は包装にしていないものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。)	30.03			3003.10			医薬品(治療用又は予防用に混合した二以上の成分から成るもので、投与量にしていないもの及び小売用の形状又は包装にしていないものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。)			
	3003.40			(省 略)			3003.40				(同 左)			
	3003.90	000	1	---	その他のもの		KG	3003.90			---	その他のもの		KG
					(削 除)		(I.I.)	010	4	---	ビタミン製剤		KG	
					(削 除)			020	0	---	その他のもの		KG	
					(削 除)							(I.I.)		
	30.06				この類の注4の医療用品	30.06						この類の注4の医療用品		
3006.10				(省 略)			3006.10				(同 左)			
3006.20				(省 略)			3006.20				(同 左)			
3006.30	000	6	---	エックス線検査用造影剤及び患者に投与する診断用試薬 (削 除)		KG	3006.30			---	エックス線検査用造影剤及び患者に投与する診断用試薬			
				(削 除)		(I.I.)	100	1	---	診断用試薬(微生物から得たものに限る。)		KG		
				(削 除)			200	3	---	その他のもの		KG		
3006.40				(省 略)			3006.40				(同 左)			
3006.92				(省 略)			3006.92				(同 左)			
32.04				有機合成着色料(化学的に単一であるかないかを問わない。)、この類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの及び蛍光増白剤又はルミノホアとして使用する種類の合成した有機物(化学的に単一であるかないかを問わない。)	32.04						有機合成着色料(化学的に単一であるかないかを問わない。)、この類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの及び蛍光増白剤又はルミノホアとして使用する種類の合成した有機物(化学的に単一であるかないかを問わない。)			
				---	有機合成着色料及びこの類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの						---	有機合成着色料及びこの類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの		
3204.11				(省 略)			3204.11				(同 左)			
3204.16							3204.16				---	顔料及びこれをもととした調製品		
3204.17				---	顔料及びこれをもととした調製品						---	色素顔料		KG
	010	4	---	顔料		KG	010	4	---	色素顔料		KG		
	090	0	---	その他のもの		KG	090	0	---	その他のもの		KG		
3204.19				(省 略)			3204.19				(同 左)			
3204.20				(省 略)			3204.20				(同 左)			
3204.90				(省 略)			3204.90				(同 左)			
33.05				頭髮用の調製品	33.05						頭髮用の調製品			
3305.10				(省 略)			3305.10				(同 左)			
3305.30							3305.30				---	その他のもの		
3305.90	000	6	---	その他のもの		KG	3305.90				---	その他のもの		KG
				(削 除)		(I.I.)	010	2	---	香髪油、クリーム、ポマードその他油、脂又はろうをもととした調製品		KG		
				(削 除)			090	5	---	その他のもの		KG		
				(削 除)							(I.I.)			

新(2016年)					旧(2015年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位		
			I	II				I	II	
37.01		感光性の写真用プレート及び平面状写真用フィルム(露光していないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。)並びに感光性の平面状インスタントプリントフィルム(露光していないものに限るものとし、まとめて包装してあるかないかを問わない。)			37.01		感光性の写真用プレート及び平面状写真用フィルム(露光していないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。)並びに感光性の平面状インスタントプリントフィルム(露光していないものに限るものとし、まとめて包装してあるかないかを問わない。)			
3701.10		(省 略)			3701.10		(同 左)			
3701.20	010	ーインスタントプリントフィルム	SM	KG	3701.20		ーインスタントプリントフィルム			
		ー感光性のシートが紙製、板紙製又は紡織用繊維製以外のもの				011	2	ーカラー写真用のもの(ポリクローム)	SM	KG
		(削 除)				019	3	ーその他のもの	SM	KG
	020	ーその他のもの	SM	KG	020	4	ーその他のもの	SM	KG	
3701.30		(省 略)			3701.30		(同 左)			
3701.99					3701.99					
37.02		感光性のロール状写真用フィルム(露光していないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。)及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム(露光していないものに限る。)			37.02		感光性のロール状写真用フィルム(露光していないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。)及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム(露光していないものに限る。)			
3702.10		(省 略)			3702.10		(同 左)			
3702.44		ーその他のフィルム(カラー写真用のもの(ポリクローム)に限る。)			3702.44		ーその他のフィルム(カラー写真用のもの(ポリクローム)に限る。)			
3702.52		(省 略)			3702.52		(同 左)			
3702.54					3702.54					
3702.55	000	ー幅が16ミリメートルを超え35ミリメートル以下で、長さが30メートルを超えるもの	SM	M	3702.55		ー幅が16ミリメートルを超え35ミリメートル以下で、長さが30メートルを超えるもの			
		(削 除)				012	1	ーポジ用のもの	SM	M
		(削 除)				019	1	ーその他のもの	SM	M
		(削 除)				020	2	ーその他のもの	SM	M
		(削 除)				090	2	ーその他のもの	SM	M
3702.56		(省 略)			3702.56		(同 左)			
3702.96		(省 略)			3702.96		(同 左)			
3702.98					3702.98					
39.12		セルロース及びその化学的誘導体(一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。)			39.12		セルロース及びその化学的誘導体(一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。)			
3912.11		(省 略)			3912.11		(同 左)			
3912.20		ーセルロースエーテル			3912.20		ーセルロースエーテル			
3912.31		(省 略)			3912.31		(同 左)			
3912.39	000	† ーその他のもの		KG	3912.39	010	† ー可塑化していないもの		KG	
		(削 除)				090	† ー可塑化したもの		KG	
3912.90	000	† ーその他のもの		KG	3912.90	010	† ー可塑化していないもの		KG	
		(削 除)				090	† ー可塑化したもの		KG	

新(2016年)					旧(2015年)				
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
39.24		プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品			39.24		プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品		
3924.10		(省略)			3924.10		(同左)		
3924.90	000	ーその他のもの		KG	3924.90		ーその他のもの		
		(削除)				010	3	ー化粧用品	KG
		(削除)				090	6	ーその他のもの	KG
48.18		トイレットペーパーその他これに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ(幅が36センチメートル以下のロール状にし又は特定の大きさ若しくは形状に切ったものに限る。)並びに製紙用パルプ製、紙製、セルロースウォッディング製又はセルロース繊維のウェブ製のハンカチ、クレンジングティッシュ、タオル、テーブルクロス、ナプキン、ベッドシーツその他これらに類する家庭用品、衛生用品及び病院用品、衣類並びに衣類附属品			48.18		トイレットペーパーその他これに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ(幅が36センチメートル以下のロール状にし又は特定の大きさ若しくは形状に切ったものに限る。)並びに製紙用パルプ製、紙製、セルロースウォッディング製又はセルロース繊維のウェブ製のハンカチ、クレンジングティッシュ、タオル、テーブルクロス、ナプキン、ベッドシーツその他これらに類する家庭用品、衛生用品及び病院用品、衣類並びに衣類附属品		
4818.10		(省略)			4818.10		(同左)		
4818.20		ーハンカチ、クレンジングティッシュ、化粧用ティッシュ及びタオル			4818.20	000	4	ーハンカチ、クレンジングティッシュ、化粧用ティッシュ及びタオル	KG
	100	ークレンジングティッシュ及び化粧用ティッシュ		KG					
	200	ーハンカチ及びタオル		KG					
4818.30		(省略)			4818.30				
4818.90		(省略)			4818.90				
51.05		羊毛、織獣毛及び粗獣毛(カードし又はコムしたもの(小塊状のコムした羊毛を含む。)に限る。)			51.05		羊毛、織獣毛及び粗獣毛(カードし又はコムしたもの(小塊状のコムした羊毛を含む。)に限る。)		
5105.10		(省略)			5105.10		(同左)		
		ー羊毛のトップその他の羊毛(コムしたものに限る。)							
5105.21		(省略)			5105.21		(同左)		
5105.29	000	ーその他のもの		KG	5105.29		ーその他のもの		
		(削除)				010	5	ーロービング	KG
		(削除)				090	1	ーその他のもの	KG
5105.31		(省略)			5105.31		(同左)		
5105.39		(省略)			5105.39		(同左)		
5105.40	000	ー粗獣毛(カードし又はコムしたものに限る。)		KG	5105.40		ー粗獣毛(カードし又はコムしたものに限る。)		
		(削除)				010	1	ーロービング	KG
		(削除)				090	4	ーその他のもの	KG
59.02		タイヤコードファブリック(ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンの強力糸のものに限る。)			59.02		タイヤコードファブリック(ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンの強力糸のものに限る。)		
5902.10		(省略)			5902.10		(同左)		
5902.20		ーポリエステル製のもの			5902.20		ーポリエステル製のもの		
	010	ープラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの		KG					
		(削除)				011	3	ープラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの(JIS L-1017に定める試験方法による緯糸の伸度が70%以上の糸を使用したものに限る。)	KG

新(2016年)				旧(2015年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
		(削 除)							
5902.90	090	5 --その他のもの (省 略)		KG	5902.90	090	5 --その他のもの (同 左)		KG
63.05		包装に使用する種類の袋			63.05		包装に使用する種類の袋		
6305.10	000	1 --第53.03項のジュートその他の紡 織用靱皮繊維製のもの (削 除) (削 除) (省 略)	NO	KG	6305.10		1 --第53.03項のジュートその他の紡 織用靱皮繊維製のもの (削 除) (削 除) (省 略)	NO	KG
6305.20					6305.20	100	3 --使用したもの	NO	KG
6305.90					6305.90	200	5 --その他のもの (同 左)	NO	KG
67.03					67.03				
6703.00	000	6 人髪(仕上げをし、梳き、漂白し又 はその他の加工をしたものに限る。) 及び羊毛、獣毛その他の紡織用織 維(かつらその他これに類する物品 の製造用に調製したものに限る。) (削 除) (削 除)		KG	6703.00		6 人髪(仕上げをし、梳き、漂白し又 はその他の加工をしたものに限る。) 及び羊毛、獣毛その他の紡織用織 維(かつらその他これに類する物品 の製造用に調製したものに限る。) (削 除) (削 除)		
71.10		白金(加工していないもの、一次製品 及び粉状のものに限る。)			71.10		白金(加工していないもの、一次製品 及び粉状のものに限る。)		
7110.11					7110.11	100	1 --人髪		KG
7110.29					7110.29	200	3 --その他のもの		KG
7110.31		一ロジウム (省 略)			7110.31		一ロジウム (同 左)		
7110.39	000	0 --その他のもの (削 除) (削 除)		GR	7110.39	100	2 ---棒、型材、板、シート及び ストリップ		GR
7110.41		一イリジウム、オスミウム及びルテ ニウム (省 略)			7110.41	200	4 ---その他のもの 一イリジウム、オスミウム及びルテ ニウム (同 左)		GR
7110.49	000	4 --その他のもの (削 除) (削 除)		GR	7110.49	100	6 ---棒、型材、板、シート及び ストリップ		GR
72.08					72.08	200	1 ---その他のもの		GR
7208.10		鉄又は非合金鋼のフラットロール製 品(熱間圧延をしたもので幅が600 ミリメートル以上のものに限るもの とし、クラッドし、めつきし又は被 覆したものを除く。) (省 略)			7208.10		鉄又は非合金鋼のフラットロール製 品(熱間圧延をしたもので幅が600 ミリメートル以上のものに限るもの とし、クラッドし、めつきし又は被 覆したものを除く。) (同 左)		
7208.25		一その他のもの(熱間圧延及び酸洗 いをしたもの(更に加工したもの を除く。))で巻いたものに限る。)			7208.25		一その他のもの(熱間圧延及び酸洗 いをしたもの(更に加工したもの を除く。))で巻いたものに限る。)		
7208.26		一厚さが3ミリメートル以上4.75 ミリメートル未満のもの			7208.26		一厚さが3ミリメートル以上4.75 ミリメートル未満のもの		
		---炭素の含有量が全重量の0.6% 未満のもの				010	2 ---炭素の含有量が全重量の0.6% 未満のもの (新 規)		KG
	011	3 ---高張力鋼板(引張り強さが 490メガパスカル以上のもの に限る。)		KG					
	019	4 ---その他のもの		KG					

新(2016年)				旧(2015年)					
統計品目 番号	NA CCS 用	品名	単位		統計品目 番号	NA CCS 用	品名	単位	
			I	II				I	II
7208.27	021	6	----	KG	7208.27	021	6	----	KG
	029	0	-----	KG		029	0	-----	KG
			---厚さが3ミリメートル未満のもの					---厚さが3ミリメートル未満のもの	
			---炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの					---炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの	
	011	2	-----高張力鋼板(引張り強さが490メガパスカル以上のものに限る。)	KG		010	1	-----炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの(新規)	KG
	019	3	-----その他のもの	KG			(新規)		
7208.36 く 7208.90	021	5	-----降伏点が275メガパスカル以上のもの	KG	021	5	-----降伏点が275メガパスカル以上のもの	KG	
	029	6	-----その他のもの	KG	029	6	-----その他のもの	KG	
72.09			(省略)		72.09		(同左)		
7209.15 7209.16			鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(冷間圧延をしたもので、幅が600ミリメートル以上のものに限り、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。)		7209.15 7209.16			鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(冷間圧延をしたもので、幅が600ミリメートル以上のものに限り、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。)	
			---冷間圧延をしたもの(更に加工したものを除く。)					---冷間圧延をしたもの(更に加工したものを除く。)	
			(省略)					(同左)	
			---厚さが1ミリメートルを超え3ミリメートル未満のもの					---厚さが1ミリメートルを超え3ミリメートル未満のもの	
	011	4	-----高張力鋼板(引張り強さが340メガパスカル以上のものに限る。)	KG		010	3	-----炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの(新規)	KG
	019	5	-----その他のもの	KG			(新規)		
7209.17	021	0	-----降伏点が275メガパスカル以上のもの	KG	021	0	-----降伏点が275メガパスカル以上のもの	KG	
	029	1	-----その他のもの	KG	029	1	-----その他のもの	KG	
			---厚さが0.5ミリメートル以上1ミリメートル以下のもの				---厚さが0.5ミリメートル以上1ミリメートル以下のもの		
			---炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの				---炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの		
	011	3	-----高張力鋼板(引張り強さが340メガパスカル以上のものに限る。)	KG	010	2	-----炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの(新規)	KG	
	019	4	-----その他のもの	KG			(新規)		
7209.18 7209.25 く 7209.90	021	6	-----降伏点が275メガパスカル以上のもの	KG	021	6	-----降伏点が275メガパスカル以上のもの	KG	
	029	0	-----その他のもの	KG	029	0	-----その他のもの	KG	
72.25			(省略)		72.25		(同左)		
7225.11 7225.19			(省略)		7225.11 7225.19		(同左)		
			その他の合金鋼のフラットロール製品(幅が600ミリメートル以上のものに限り。)				その他の合金鋼のフラットロール製品(幅が600ミリメートル以上のものに限り。)		
			(省略)				(同左)		
			(省略)				(同左)		

新(2016年)					旧(2015年)				
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
7225.30		—その他のもの(熱間圧延をしたもの(更に加工したものを除く。)で巻いたものに限る。)			7225.30		—その他のもの(熱間圧延をしたもの(更に加工したものを除く。)で巻いたものに限る。)		
	100	5 —合金工具鋼のもの		KG		100	5 —合金工具鋼のもの		KG
	200	0 —高速度鋼のもの		KG		200	0 —高速度鋼のもの		KG
		—その他のもの				900	0 —その他のもの		KG
	910	3 —酸洗いをしたものを(新規)		KG					
	990	6 —その他のものを(新規)		KG					
7225.40		(省略)			7225.40		(同左)		
7225.99					7225.99				
74.03		精製銅又は銅合金の塊			74.03		精製銅又は銅合金の塊		
		—精製銅					—精製銅		
7403.11		(省略)			7403.11		(同左)		
7403.13					7403.13				
7403.19		—その他のもの			7403.19		—その他のもの		
		—課税価格が1キログラムにつき485円以下のもの					—課税価格が1キログラムにつき485円以下のもの		
	011	5 —精錬用のもの(銅の含有量が全重量の99.8%以下のものに限る。)		KG	011	5	—精錬用のもの(銅の含有量が全重量の99.8%以下のものに限る。)		KG
	019	† —その他のもの		KG	019	†	—その他のもの		KG
		—課税価格が1キログラムにつき485円を超えるもの					—課税価格が1キログラムにつき485円を超えるもの		
	021	1 —精錬用のもの(銅の含有量が全重量の99.8%以下のものに限る。)		KG	021	1	—精錬用のもの(銅の含有量が全重量の99.8%以下のものに限る。)		KG
	029	† —その他のもの		KG	029	†	—その他のもの		KG
	030	3 —課税価格が1キログラムにつき500円を超えるもの(削除)		KG			—課税価格が1キログラムにつき500円を超えるもの		
		(削除)			031	4	—精錬用のもの(銅の含有量が全重量の99.8%以下のものに限る。)		KG
		(削除)			039	5	—その他のものを		KG
7403.21		(省略)			7403.21		(同左)		
7403.29					7403.29				
74.19		その他の銅製品			74.19		その他の銅製品		
7419.10		(省略)			7419.10		(同左)		
		—その他のもの					—その他のもの		
7419.91		(省略)			7419.91		(同左)		
7419.99	000	1 —その他のもの		KG	7419.99		—その他のもの		
		(削除)			010	4	—貴金属をめつきたものを		KG
		(削除)			090	0	—その他のものを		KG
82.02		のこぎり(種類を問わない。)のブレード(切開き用、溝彫り用又は無歯式ののこぎりのブレードを含む。)及び手のこぎり			82.02		のこぎり(種類を問わない。)のブレード(切開き用、溝彫り用又は無歯式ののこぎりのブレードを含む。)及び手のこぎり		
8202.10		(省略)			8202.10		(同左)		
8202.40					8202.40				
8202.91	000	4 —その他ののこぎりのブレード	NO	KG	8202.91		—その他ののこぎりのブレード		
		—ストレートソーのブレード(金属加工用のものに限る。)					—ストレートソーのブレード(金属加工用のものに限る。)		
		(削除)			010	0	—機械式ののこぎりのブレード(ハックソーブレードを除く。)	NO	KG
		(削除)			020	3	—ハックソーブレード(厚さが0.68ミリメートル以上のものに限る。)	NO	KG

新(2016年)					旧(2015年)				
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
8202.99	000	3 (削 除) ---その他のもの	NO	KG	8202.99	090 000	3 ---その他のもの 3 ---その他のもの	NO NO	KG KG
82.12		かみそり及びその刃(かみそりの刃 のブランクでストリップ状のものを 含む。)			82.12		かみそり及びその刃(かみそりの刃 のブランクでストリップ状のものを 含む。)		
8212.10		(省 略)			8212.10		(同 左)		
8212.20	000	6 -安全かみそりの刃(かみそりの刃 のブランクでストリップ状のものを 含む。)		TH	8212.20		-安全かみそりの刃(かみそりの刃 のブランクでストリップ状のものを 含む。)		
		(削 除)				100	1 ---ストリップ状のもの		TH
		(削 除)				200	3 ---その他のもの		TH
8212.90		(省 略)			8212.90		(同 左)		
84.24		噴射用、散布用又は噴霧用の機器 (液体用又は粉用のものに限るもの とし、手動式であるかないかを問わ ない。)、消火器(消火剤を充てんして あるかないかを問わない。)、スプレ ーガンその他これに類する機器及び 蒸気又は砂の吹付け機その他これに 類する噴射用機器			84.24		噴射用、散布用又は噴霧用の機器 (液体用又は粉用のものに限るもの とし、手動式であるかないかを問わ ない。)、消火器(消火剤を充てんして あるかないかを問わない。)、スプレ ーガンその他これに類する機器及び 蒸気又は砂の吹付け機その他これに 類する噴射用機器		
8424.10		(省 略)			8424.10		(同 左)		
8424.30		-その他の機器			8424.30		-その他の機器		
8424.81		(省 略)			8424.81		(同 左)		
8424.89	000	3 ---その他のもの	NO	KG	8424.89		---その他のもの		
		(削 除)				010	6 ---ニューマチックマシン	NO	KG
		(削 除)				090	2 ---その他のもの	NO	KG
8424.90		(省 略)			8424.90		(同 左)		
85.06		一次電池			85.06		一次電池		
8506.10		-二酸化マンガンを使用したもの -アルカリマンガン電池			8506.10		-二酸化マンガンを使用したもの -アルカリマンガン電池		NO
	011	6 ---ボタン電池		NO		010	5 ---アルカリマンガン電池 (新 規)		
	019	0 ---その他のもの		NO			(新 規)		
	090	1 ---その他のもの		NO		090	1 ---その他のもの		NO
8506.30		(省 略)			8506.30		(同 左)		
8506.90					8506.90				
85.40		熱電子管、冷陰極管及び光電管(例 えば、真空式のもの、蒸気又はガス を封入したもの、水銀整流管、陰極 線管及びテレビジョン用撮像管)			85.40		熱電子管、冷陰極管及び光電管(例 えば、真空式のもの、蒸気又はガス を封入したもの、水銀整流管、陰極 線管及びテレビジョン用撮像管)		
8540.11		(省 略)			8540.11		(同 左)		
8540.12		(省 略)			8540.12		(同 左)		
8540.20	000	1 -テレビジョン用撮像管、イメージ 変換管、イメージ増倍管その他の 光電管	NO	KG	8540.20		-テレビジョン用撮像管、イメージ 変換管、イメージ増倍管その他の 光電管		
		(削 除)				010	4 ---テレビジョン用撮像管	NO	KG
		(削 除)				090	0 ---その他のもの	NO	KG
8540.40		(省 略)			8540.40		(同 左)		
8540.99					8540.99				
90.18		医療用又は獣医用の機器(シンチグ ラフ装置その他の医療用電気機器及 び視力検査機器を含む。) -診断用電気機器(機能検査用又は 生理学的パラメーター検査用の機 器を含む。)			90.18		医療用又は獣医用の機器(シンチグ ラフ装置その他の医療用電気機器及 び視力検査機器を含む。) -診断用電気機器(機能検査用又は 生理学的パラメーター検査用の機 器を含む。)		
9018.11		(省 略)			9018.11		(同 左)		
9018.12		(省 略)			9018.12		(同 左)		

新(2016年)					旧(2015年)				
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
9018.13	000	4		NO	9018.13				
						010	0		NO
						090	3		NO
9018.14	000	3		NO	9018.14				
						010	6		NO
						090	2		NO
9018.19					9018.19				
	010	1	NO	KG	010	1		NO	KG
	090	4	NO	KG					
						091	5		NO
						098	5		NO
9018.20					9018.20				
9018.31	000	0	NO	KG	9018.31				
						010	3		NO
						020	6		NO
9018.32	000	6		KG	9018.32				
						010	2		KG
						020	5		KG
9018.39					9018.39				
9018.41					9018.41				
9018.90					9018.90				
90.31					90.31				
9031.10					9031.10				
9031.20					9031.20				
9031.41					9031.41				
9031.49	000	5		NO	9031.49				
						010	1		NO
						090	4		NO
9031.80					9031.80				
	011	6	NO	KG	011	6		NO	KG
	013	1	NO	KG	012	0		NO	KG
	019	0	NO	KG	013	1		NO	KG
	090	1	NO	KG	019	0		NO	KG
9031.90					9031.90				
91.01					91.01				
9101.11					9101.11				
9101.19	000	†		NO	9101.19				
						010	3		NO
						090	†		NO
9101.21					9101.21				
9101.99					9101.99				

新(2016年)					旧(2015年)				
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
92.09		楽器の部分品(例えば、オルゴールの機構)及び附属品(例えば、機械式演奏用のカード、ディスク及びローラー)、メトロノーム、音さ並びに調子笛			92.09		楽器の部分品(例えば、オルゴールの機構)及び附属品(例えば、機械式演奏用のカード、ディスク及びローラー)、メトロノーム、音さ並びに調子笛		
9209.30		(省 略)			9209.30		(同 左)		
9209.91		－その他のもの			9209.91		－その他のもの		
9209.94		(省 略)			9209.94		(同 左)		
9209.99	000	5 ーその他のもの		KG	9209.99		ーその他のもの		
		(削 除)				010	1 ーーメトロノーム、音さ及び調子笛		KG
		(削 除)				020	4 ーーーオルゴールの機構		KG
		(削 除)				030	0 ーーー第9205.90号の鍵盤のあるパイプオルガン又はフリーメタルリード付きのハーモニウム若しくはこれに類する鍵盤楽器の部分品及び附属品		KG
		(削 除)				090	4 ーーーその他のもの		KG
94.01		腰掛け(寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第94.02項のものを除く。)及びその部分品			94.01		腰掛け(寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第94.02項のものを除く。)及びその部分品		
9401.10		(省 略)			9401.10		(同 左)		
9401.20		(省 略)			9401.20		(同 左)		
9401.30		一回転腰掛け(高さを調節することができるものに限る。)			9401.30		一回転腰掛け(高さを調節することができるものに限る。)		
	010	1 ーー革張りのもの	NO	KG	010	1 ーー革張りのもの		NO	KG
	090	4 ーーその他のもの	NO	KG		ーーその他のもの			
		(削 除)				020	4 ーーーとう製のもの		NO
		(削 除)				030	0 ーーーその他のもの		NO
9401.40		(省 略)			9401.40		(同 左)		
9401.79					9401.79				
9401.80		ーその他の腰掛け			9401.80		ーその他の腰掛け		
	010	† ーー革張りのもの	NO	KG		011	1 ーーー大理石製のもの		NO
		(削 除)				091	† ーーーその他のもの		NO
		(削 除)				ーーその他のもの			
	090	† ーーその他のもの	NO	KG		012	2 ーーー大理石製のもの		NO
		(削 除)				099	† ーーーその他のもの		NO
		(削 除)				(同 左)			
9401.90		(省 略)			9401.90		(同 左)		
94.03		その他の家具及びその部分品			94.03		その他の家具及びその部分品		
9403.10		(省 略)			9403.10		(同 左)		
9403.70		ーその他の材料(とう、オーギア、竹その他これらに類する材料を含む。)製の家具			9403.70		ーその他の材料(とう、オーギア、竹その他これらに類する材料を含む。)製の家具		
9403.81		(省 略)			9403.81		(同 左)		
9403.89	000	† ーーその他のもの	NO	KG	9403.89		ーーその他のもの		
		(削 除)				010	1 ーーー大理石製のもの		NO
		(削 除)				090	† ーーーその他のもの		NO
9403.90		(省 略)			9403.90		(同 左)		

新(2016年)				旧(2015年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
94.05		ランプその他の照明器具及びその部分品(サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品(他の項に該当するものを除く。)			94.05		ランプその他の照明器具及びその部分品(サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品(他の項に該当するものを除く。)		
9405.10)		(省 略)			9405.10)		(同 左)		
9405.40					9405.40				
9405.50	000	5 ー非電気式のランプその他の照明器具 (削 除) (削 除)		KG	9405.50		ー非電気式のランプその他の照明器具		
						010	1 ー大理石製のもの		KG
						090	4 ーその他のもの		KG
9405.60		ーイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品			9405.60		ーイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品		
	050	3 ーガラス製、木製、腸製、ゴールドビーターズスキン製、ぼうこう製又は臍製のもの (削 除) (削 除) (削 除)		KG		010	5 ーガラス製のもの		KG
						020	1 ー木製のもの		KG
						030	4 ー腸製、ゴールドビーターズスキン製、ぼうこう製又は臍製のもの		KG
	040	0 ーその他のもの		KG	040	0 ーその他のもの			KG
96.01		アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料(加工したものに限る。)及び製品(これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。)			96.01		アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料(加工したものに限る。)及び製品(これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。)		
9601.10		(省 略)			9601.10		(同 左)		
9601.90		ーその他のもの			9601.90		ーその他のもの		
	100	2 ーべつこう又はさんごの加工品及び製品		KG	100	2 ーべつこう又はさんごの加工品及び製品			KG
	900	4 ーその他のもの (削 除)		KG		200	4 ー真珠光沢を有する貝殻の加工品及び製品(ボタンの製造に適する形状にしたものに限る。)		KG
		(削 除)				300	6 ーその他のもの		KG